

長野県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県が発付する自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告(以下「広告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告主の基準)

第2条 次の各号に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 長野県から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自動車税種別割納税通知書の封筒に掲載することが適当でない者として別に定めるもの

(広告の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であ

るもの

- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不適當な比較広告
- (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類するものに関するもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、自動車税種別割納税通知書の封筒に掲載することが適當でない広告として別に定めるもの

(広告の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を県に提出するものとする。

(広告主の選定)

第5条 県は広告掲載申込書に記載された内容が、第2条から第3条までに規定する基準等を満たしており、広告主及び広告の内容が適當であると認められる者のうち、広告申込価格が最も高い者を広告主として選定する。

2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

(広告申込価格)

第6条 広告申込価格は、県が別途定める最低募集価格以上の額とする。

(広告の規格等)

第7条 掲載する広告の規格は、縦8cm×横14cmとし、使用する色は県が別途指定する色（一色）とする。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告主への通知等)

第8条 知事は、広告主を決定したときは、広告主決定通知書（別記第2号様式）により広告主に通知するとともに、速やかに当該広告主と自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載契約を締結する。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければならない。また、広告のほか、次の事項について表示しなければならない。

- (1) 広告主及び広告主への連絡先を明確にしなければならない。
 - (2) 広告の上部に縦 1.0cm×横 3.5 cm 以上の大きさに「広告」と表示しなければならない。
- 2 県は、提出された広告の原稿の内容が第 3 条に規定する基準等を満たしていないとき、その他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し広告内容の補正を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、広告主は広告の内容を補正し、県の指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告主の責任)

第 10 条 広告主は、広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載する広告に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 12 月 13 日から施行し、平成 20 年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 12 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 12 月 6 日から施行する。

この要綱は、令和 元年 12 月 13 日から施行する。

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書

長野県知事 殿

令和 年 月 日 () に送付する自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面に広告を掲載したいので申し込みます。

申込年月日	令和 年 月 日			
申込者所在地	〒 -			
名称				印
代表者職氏名				
連絡先電話番号	() -			
担当者部署				
担当者氏名				
広告代理店が代理で申込を行う場合のみ記入	広告代理店名			
	所在地(住所)			
	担当者		連絡先電話番号	
申込額	申込額 消費税及び地方消費税相当額 合計額(※1)			円 円 円
広告の内容				

- ※1 申込合計額は、 円以上としてください。
- ※2 履歴事項全部証明書(個人の場合は、身分証明書、後見登記等に係る履歴事項全部証明書)(写し可)を添付してください。
- ※3 広告の内容は、申込時点での予定内容(たとえば、〇〇のイメージアップ広告など)を記入してください。また、広告デザインの素案等を添付してください。
- ※4 広告主決定後に広告の内容を変更されてもかまいませんが、掲載原稿については変更の有無にかかわらず原稿を長野県に提出し、承認を得てください。その際、広告の内容が自動車税種別割納税通知書にふさわしくない場合には、長野県から内容の変更をお願いする場合があります。
- ※5 変更のお願いに従っていただけない場合には、広告掲載をお断りする場合があります。
- ※6 広告代理店が申込する場合には、広告依頼主の所在地・名称を記入してください。

広告主決定通知書

令和 年(税第 号
年) 月 日

様

長野県総務部税務課長

令和 年 月 日付けで申込みのありました長野県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載について、貴社を広告主とすることに決定したので通知します。

なお、長野県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要綱第9条に基づき、掲載しようとする広告について、原稿を令和 年 月 日()までに提出し、承認を受けてください。

(問合せ先)

担 当 税務課自動車税係
電 話 026-235-7051 (直通)
ファクシミリ 026-235-7081
電子メール zeimu@pref.nagano.lg.jp